

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

安心生活圏創造、災害に強い地域づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県

南伊勢町

3. 地域再生計画の区域

志摩市及び三重県度会郡南伊勢町の区域の一部（浜島港及び迫間浦漁港）

4. 地域再生計画の目標

三重県の海岸は、二見町の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれ、海岸線の総延長は1,083kmとなっている。当該地域を含む志摩地域から尾鷲市にかけては典型的なりアス式海岸をなし、英虞湾、五ヶ所湾等の深い入り江と散在する島々は優美な景観を見せており、伊勢志摩国立公園の一部を形成している。伊勢志摩国立公園は、伊勢神宮を中心とした内陸部と二見海岸から南へ続く鳥羽湾・的矢湾・英虞湾・五ヶ所湾などの海岸部、その背後に広がるなだらかな丘陵地からなっている。鳥羽湾、英虞湾等の深い入り江と散在する島々は美しい景観を形成し、内海の穏やかな環境を利用した真珠養殖の筏や海で働く海女の姿は、この地域を代表する風景の一つである。なお、伊勢志摩国立公園は、住民の生活圏と重なるため、日本の国立公園の中で最も定住人口の多い公園となっている。

また、志摩地域は水産資源にも恵まれており、真珠、伊勢海老、的矢かき、あわびなどの特産品も多い。安乗ふぐはトラフグの中でも国内1位2位を争う水揚げ高を誇り、鰹の水揚げや養殖業も盛んである。

迫間浦漁港周辺では海面養殖が盛んであり、水揚げの6割以上を鯛類が占め、タイの里として知られている。浜島港は水産業はもとより、県内唯一の避難港に指定されている他、地域住民の通勤通学の足となる定期航路が就航しているなど、地域の中心を担う港湾として発展してきた。しかし、当地域は近年過疎化が進み、特に15歳～64歳の生産年齢人口は、昭和40年～平成12年の30年余りの間に旧浜島町地域（現志摩市）で約2割、旧南勢町地域（現南伊勢町）では約4割の著しい減少を示しており、人口の流出を防ぐため、安心して暮らすことができる、より魅力のある地域づくりが求められている。

三重県は台風の影響を受けやすい地域であり、過去にも室戸台風、伊勢湾台風などが歴史的な大災害を引き起こし、近年においても台風や集中豪雨の被害を受けている。さらには、当地域は東南海・南海地震防災対策推進地域、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、近年中に巨大地震の発生が危惧されている。

そのため三重県では災害発生時に迅速かつ的確に災害対策業務を遂行するために、市町村等からの被害情報を収集する防災情報処理システム、各種気象情報を収集し防災関係機関へ提供する気象情報収集システムを整備している。そして、これらの情報をもとに、災害応急対策を実施するため、自衛隊への災害派遣要請、他府県等に応援を求める災害応援協定を締結し、防災ヘリコプターを導入し、緊急搬送等の緊急時の対応を円滑化するとともに、大災害に備えた広域防災拠点の整備を実施している。同時に緊急輸送道路の指定、橋梁の耐震化などを実施し、緊急時の輸送ルートの確保に努めている。

特に地震災害については「地震災害に強い県土みえ」を目指して地震対策を推進するため、三重地震対策アクションプログラム策定委員会を設置し、三重地震対策アクションプログラムを策定している。また、津波浸水シミュレーションを実施し広く住民に広報するとともに、地域防災力の向上を目指すため「地域防災塾」を各地域に応じた内容で開催している。これらの活動を通して地域住民の防災意識は高くなっており、今後実施される災害に対する対策への期待は非常に大きい。

観光と漁業、水産加工業が盛んな当地域は、一方ではその複雑な海岸線ゆえに、台風や集中豪雨、地震などの自然災害によって道路等が寸断され孤立化する危険性が他の地域と比較して非常に高くなっている。

当地域で災害時の緊急物資輸送ネットワークを確立できる体制を整えることによって、地域住民が安心して暮らすことができる環境を整えるとともに、多数訪れる観光客の安全を確保し、地域住民にとっても観光客にとっても、より魅力ある地域づくりを図ることを目標とするものである。

(目標1) 耐震バース整備数の増加

志摩～尾鷲地域の耐震バース整備計画に対する、整備済みバース数の増加。

4バース 5バース

(目標2) 荒天時における安全係船岸の充足率の向上

迫間浦漁港における防波堤整備で静穏度の向上を図ることによって、必要係船延長に対して、安全に使用できる岸壁の延長の比率

5% 11%

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

災害時の輸送ネットワークが脆弱な当該地域において、大規模地震・風水害等の発生時に、緊急物資輸送のネットワークが形成できる体制を整える。

緊急物資輸送での拠点とするべく、浜島港の既存岸壁の耐震化を行い、臨港道路等の整備を行う。同時に緊急物資輸送の拠点と連携して迫間浦地域への輸送を担う迫間浦漁港において、荒天時においても緊急物資の輸送が可能となるよう防波堤の整備を行うものである。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設（浜島港） 三重県
- ・漁港施設（迫間浦漁港） 南伊勢町

[整備量]

- ・港湾施設・・・岸壁（改良）（耐震）、臨港道路
- ・漁港施設・・・防波堤、船揚場

[事業期間]

- ・港湾施設・・・平成17年度～平成20年度
- ・漁港施設・・・平成17年度～平成20年度

[事業費]

総事業費	320,000 千円		
港湾施設	220,000 千円	（うち交付金	88,000 千円）
漁港施設	100,000 千円	（うち交付金	50,000 千円）

5 - 3 その他の事業

三重県沿岸域における津波浸水予測関連事業

東海地震、東南海地震、南海地震が同時発生した場合の津波に関するデータを算出して津波浸水シミュレーションを行い、津波浸水予測図を作成する。

緊急輸送道路ネットワーク関連事業

大災害発生時に災害応急対策、緊急物資輸送等に対応するため、緊急輸送道路として有効なネットワークを策定し、道路改築工事・災害防除工事・橋梁補修（耐震化）

工事を行う。

6．計画期間

平成 17 年度～平成 20 年度（4 カ年）

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、地域再生計画作成主体において、4．に示す数値目標に照らし状況を調査、評価した内容を三重県 web サイトで公表し、広く意見を募集するとともに地元の市、町および三重県の地域機関を通じて地域住民の意見を集めるものとする。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、事業実施主体において施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料一覧)

- (1) 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
- (2) 地域再生計画の工程表
- (3) 地域再生計画の工程表の内容を説明した文書
- (4) 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
- (5) 地域再生計画の全体像を示すイメージ図